

(その1)

# 収 支 報 告 書

令和 2 年分  
(平成 年 月 日開催分)

(ふりがな) よしかわはじめそうごうこうえんかい  
1 政治団体の名称  
吉川はじめ総合後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地  
大分県臼杵市大字臼杵195番地

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名  
棚 村 和 秀

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>吉 川 元</u>
公職の種類	<u>衆議院議員(現職)</u>

4 会計責任者の氏名  
祖父江 八州男

事務担当者の氏名  
森 迫 信 夫  
(電話) 0974-22-5549  
(電話) \_\_\_\_\_  
(電話) \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入











(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額								備考		
項目		十億	百万	千	円							
1	経常経費											
	(1) 人件費									0		
	(2) 光熱水費									0		
	(3) 備品・消耗品費					1	3	8	9	4	9	
	(4) 事務所費					2	4	8	3	0	3	
	小計					3	8	7	2	5	2	
2	政治活動費											
	(1) 組織活動費					4	2	0	2	9	0	
	(2) 選挙関係費										0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					5	2	3	9	4	5	
	ア 機関紙誌の発行事業費					5	2	3	9	4	5	
	イ 宣伝事業費										0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費										0	
	エ その他の事業費										0	
	(4) 調査研究費										0	
	(5) 寄附・交付金										0	
	(6) その他の経費										0	
	小計					9	4	4	2	3	5	
	合計					1	3	3	1	4	8	7

(注) ・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとに金額を「備考」欄に記載してください。



この様式は経常経費用です。

(その14)

経常経費（人件費を除く）の支出があった資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ記載してください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分		事務所費		
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
政治資金監査契約金			6000	00	R02年5月28日	佐々木信之税理士事務所	大分市日吉町5番14号	
郵便代			333	80	R02年6月2日	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			499	55	R02年7月28日	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			488	86	R02年11月9日	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			1922	21				
その他の支出			560	82				
合 計			2483	03				

(注) ・ 資金管理団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
 ・ 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
 ・ 「項目別区分欄」には項目別の区分を記載し、それぞれ別業で記載して下さい。





この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 組織活動費 (組織対策費)						
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考			
暮らしと税金の相談報酬					2	0	0	0	0	R02年2月8日	佐々木信之税理士事務所	大分市日吉町5番14号	
印刷代					1	0	0	5	0	R02年11月5日	一般社団法人臼津教育会館	臼杵市大字臼杵字洲崎72-209	拡大幹事会案内
									0				
									0				
									0				
この頁の小計					3	0	0	5	0				
その他の支出					3	4	6	2	8				
合計					3	7	6	3	3				

(注) ・ 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
 ・ それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細書を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

✓ 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以上の支出を一括して計上してください。  
 ← それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。  
 ← 同一項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (印刷費)				
支出の目的	金額	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
		十億	百万	千	円				
印刷費	119,185			119	185	R02年4月30日	(有)印刷 良栄堂	大分市下郡中央2丁目8-17	はじめ通信5500部
印刷費	131,340			131	340	R02年7月30日	(有)印刷 良栄堂	大分市下郡中央2丁目8-17	はじめ通信6000部
印刷費	131,340			131	340	R02年12月25日	(有)印刷 良栄堂	大分市下郡中央2丁目8-17	はじめ通信6000部
					0				
					0				
					0				
この頁の小計	381,865			381	865				
その他の支出	2,700				2700				
合 計	384,565			384	565				

△ 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以上の支出を一括して計上してください。  
 ←それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。  
 △ ←同一項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

(注) ・ 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
 ・ それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細書を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。





(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通預金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残金が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年5月20日

政治団体の名称 吉川はじめ総合後援会

会計責任者の氏名 祖父江 八州男



(備 考)

- ・「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
- ・解散する場合は（ ）内に代表者の記名押印又は署名が必要です。
- ・国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書の添付が必要です。

政治資金監査報告書

令和3年5月11日

吉川はじめ総合後援会  
代表 棚村 和秀 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 3064



研修修了年月日 平成21年11月13日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、吉川はじめ総合後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のおすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出の目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出の目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、吉川はじめ総合後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書が保存されていた。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。



(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていった。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

吉川はじめ総合援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上